

## 野村朋弘氏発表・質疑応答

(質疑) 皇学館大学教授・岡野友彦氏

・「社領」と「別相伝」をどのようにお考えですか。神社領荘園研究の難しさは、中世において「家」を形成しなかった寺院領と異なり、純粋な神社の所領とは別に、社家の所領というものが存在し、その両者が微妙に混在しながら相続されていくところにあると思います。松尾社領の場合、丹波国雀部庄・桑田庄などは前者と思われそうですが、ご報告の第5章で注目しておられる「山林〈仁倉林〉」や「河原田」は、後者の可能性が高いように思われます。もしそうだとすると、そのような両者が「別相伝」という形で譲与されていることをどのようにお考えですか。併せてこの問題は、松尾大社文書なるものの性格を、純粋な神社伝来文書と考えるのか、東家文書・南家文書ともいべき社家伝来の文書と考えるのかという問題とも関連しています。せっかくご報告第3章の最後に「料紙及び形態の調査・分析によって(中略)神社伝来のものか、社家の別相伝だったものかなどを分析することが可能になる」と述べておられるのですから、この第3章における文書伝来の分析と、第5章の所領伝領の分析とが有機的に関連してくれば、たいへんすばらしいご研究になるのではないかと愚考いたします。ご検討いただければ幸いです。

・なお松尾大社領の研究史について、松原誠二「神社領の成立と社内経済」『中世内乱史研究』13号、1992年などが抜けています。また山中隆生「中世松尾社領に関する一考察」『年報中世史研究』6号は1981年です。1983年は誤りかと。

(応答)

まず、先行研究の指摘の不足については大変失礼致しました。松原さんの一連のご研究は、もちろん、存じております。

次に、ご質問の別相伝についてです。社領については、徳永健太郎さんたちが石清水の別相伝について研究されていたりしますが、伊勢や石清水よりも、社領の規模の少ない松尾社については、まだまだ研究する余地があると思っています。

ご指摘の通り、仁倉林や河原田は、別相伝として成立したものです。ただ池田荘をはじめ、平安時代から鎌倉時代にかけて形成された荘園群についても、神主を勤めた東家の譲状を見るに、東郷荘や雀部荘なども別相伝化していたのではないかと思います。

ただ難しいところが、それらが退転していく中で、東家や南家で、相続の争いがあり(松永荘など)、戦国期には別相伝としていた仁倉林や河原田が社務(神主)に付されるものとして、別相伝というよりは、職に付されるものとして運用されていたことです。

最終的に、豊臣秀吉や徳川家康の朱印も、上記の社に近い所領が安堵されております。

そのため、これまで私は社家の系図の復元や、戦国時代の社領回復運動について考えてきましたが、もっと全体をみてみようと考えまして、料紙研究の物質的な分析と、従来の文書の考察をしていきたいと考えています。

料紙研究については、まだはじめばかりなので、どこまでが明らかに出来るか分かりませんが、ご指摘をいただきましたので、更に検討を進めて参りたいと思います。

ありがとうございました。またぜひ諸事ご指導賜れば幸いです。